学部学生の皆さんへ

広島修道大学
経　理　課

修業年限を超えて在学する場合の諸納付金の減額について

修業年限(４年間)を超えて在学する場合の諸納付金について、一定の要件に該当する場合には、下記のとおり納入金額を減額いたします。

記

１．対 象 者　　次の各要件に全て該当する者

①修業年限(４年間)を超えて在学すること
ただし、この年限には休学期間を含めません。
②各年度４月１日において、卒業所要単位数に対して、不足単位数が
３０単位未満であること

２．減額内容　　授業料及び施設設備資金の年額納入金額を半額とする。
なお、上記以外の実験実習料等諸納付金は減額の対象となりません。
詳細な金額についてはお問い合わせください。

３．具体的には

〈2021 年度生〉

① 4 年間一度も休学せず、2025 年 4 月 1 時点で不足単位数が 30 単位未満の場合
→ 2025 年度の前期から減額の対象となります。

② 4 年間一度も休学せず、2025 年 4 月 1 時点で不足単位数が 30 単位未満で
2025 年度前期に休学する場合
→ 復学した 2025 年度の後期から減額の対象となります。

③ 4 年間の間に半期休学し、5 年目の 2025 年度前期終了時点で在学期間が 4 年間となり
不足単位数が 30 単位未満となった場合
→ 2025 年度は減額の対象とはなりません。

〈2020 年度生以前の学生〉

休学したことがあるが、2025 年 4 月 1 日時点で在学期間が 4 年以上となり、
不足単位数が 30 単位未満の場合
→ 2025 年度の前期から減額の対象となります。

＊不明な点は、経理課または教学センター窓口にお問い合わせ下さい。